

短期入所療養介護（予防を含む） （介護医療院）

● 共通事項

■ 記入年月日

記入年月日を記載すること。

■ 記入者名

省令第140条の51第2号に規定する調査客体を代表する者の名称（以下、「記入者」という）を記載すること。

■ 所属・職名

記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

〈職名記載例〉 運営法人代表・施設長・介護事業部部長・管理者・事務長・
管理部課長・一般職員 等

● 1. 事業所を運営する法人等に関する事項

■ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

● 「法人等の名称」

a. 「法人等の種類」

法人等について、該当するものを下記から選択すること。また、法人ではない場合には「99 その他」を選択すること。

- 01 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- 02 社会福祉協議会
- 03 医療法人
- 04 社団法人又は財団法人
- 05 営利法人（株式会社等）
- 06 特定非営利活動法人（NPO 法人）
- 07 農業協同組合
- 08 消費生活協同組合
- 09 その他の法人
- 10 都道府県
- 11 市町村
- 12 広域連合・一部事務組合等

99 その他

b. 「名称」

当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。また、法人番号を記載した場合、当該欄は、自動入力となる。

c. 「法人番号」

法人番号の指定を受けている場合には、「法人番号の指定を受けている」を選択し、法人番号を記載すること。

法人番号の指定を受けていない場合には「法人番号の指定を受けていない」を選択すること。

● 「法人等の主たる事務所の所在地」

当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。また、法人番号を記載した場合、当該欄は自動入力となりますが、編集可能であるため実情に応じて適宜修正すること。

● 「法人等の連絡先」

a. 「電話番号」

利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。

b. 「FAX 番号」

利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。

c. 「ホームページ」

当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されているホームページがない場合には「なし」に記すこと。

■ 法人等の代表者の氏名及び職名

a. 「氏名」

当該法人等の代表者の氏名を記載すること。

b. 「職名」

代表者の当該法人内の職名を記載すること。

■ 法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

■ 法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス(法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう)を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う事業所の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該事業所の名称及びその所在地について1つ記載すること。なお、「介護予防支援」の欄は、地域包括支援センターからの委託を受けて「介護予防支援」を実施する居宅介護支援事業所を除いた内容を記載すること。

● 2. 介護サービス(予防を含む)を提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

■ 事業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

当該報告に係る介護サービスを提供する事業所(以下、「事業所」という)の名称、所在地及び電話番号、FAX 番号及びホームページアドレスを記載すること。また、「市区町村コード」の欄には、総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」から、当該報告に係る介護サービスを提供する事業所の所在地のコード番号を記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

■ 介護保険事業所番号

当該事業所の介護保険事業所番号を記載すること。

■ 事業所の管理者の氏名及び職名

a. 「氏名」

当該事業所の指定居宅サービス基準第 147 条に規定する管理者(指定介護予防サービス基準第 197 条に規定する管理者を含む。以下、「管理者」という。)の氏名を記載すること。

b. 「職名」

管理者の当該事業所内の職名を記載すること。

■ 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)

● 「事業の開始(予定)年月日」

当該報告に係る介護サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護サービスの提供の開始を予定している事業所等にあつては、開始予定年月日を記載すること。

● 「指定の年月日」

- a. 「介護サービス」
当該報告に係る法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた年月日を記載すること。
- b. 「介護予防サービス」
当該報告に係る法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。

● 「指定の更新年月日(直近)」

- a. 「介護サービス」
当該報告に係る法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。
- b. 「介護予防サービス」
当該報告に係る法第 115 条の 11 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

■ 生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定

当該事業所が生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定を受けている場合には、「あり」に記すこと。

■ 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者

当該施設が社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者の場合には、「あり」に記すこと。

■ 事業所までの主な利用交通手段

当該事業所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該事業所までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

■ ケアプランデータ連携システム(国保中央会)の利用登録の有無

当該事業所において、国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」の利用登録をしている場合には、「あり」に記すこと。

■ 病院又は診療所に関する事項

● 「区分」

医療機関併設型介護医療院の場合は、当該事業所について、病院、診療所又は在宅療養支援診療所（以下、「病院等」という）のうち該当するものを記載すること。

● 「病棟・病床数」

病院等全体の病床数及び病棟数を記載すること。また、医療保険及び介護保険の保険種別及び病床区分ごとに、病床数及び病棟数を記載すること。当該病床を持たない場合には「0」を記すこと。

● 「標榜診療科」

病院等全体の標榜診療科を記載すること。

● 3. 事業所において介護サービス(予防を含む)に従事する従業者に関する事項

■ 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

● 「実人数」

以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、病院等の業務に係る専従及び兼務に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。さらに、「うち介護医療院の従業者数」欄には、当該病院等における以下の者のうち、介護医療院基準第4条第1項に規定する介護医療院に従事している従業者について同様に記載すること。ただし、当該従業者を記載することが困難な場合には、全て「0」を記載すること。なお、「施設全体の従業者数」については、医療機関併設型介護医療院の場合のみ記載すること。また、単独型介護医療院の場合は、「うち介護医療院の従業者数 ※全ての介護医療院において記載する」のみ記載すること。また、短期入所サービスとともに本体施設で施設サービスを提供しており、両サービスで人数を按分して記載している場合は「留意事項」欄にその旨を記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

- ① 医師（介護医療院基準第4条第1項第1号に規定する「医師」をいう）
- ② 歯科医師
- ③ 薬剤師（介護医療院基準第4条第1項第2号に規定する「薬剤師」をいう）
- ④ 看護職員（介護医療院基準第2条第1項第3号に規定する「看護職員」をいう。以下、同じ）
- ⑤ 介護職員（介護医療院基準第2条第1項第4号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ）

- ⑥ 理学療法士（介護医療院基準第2条第1項第5号に規定する「理学療法士」をいう。以下、同じ）
- ⑦ 作業療法士（介護医療院基準第2条第1項第5号に規定する「作業療法士」をいう。以下、同じ）
- ⑧ 言語聴覚士（介護医療院基準第2条第1項第5号に規定する「言語聴覚士」をいう。以下、同じ）
- ⑨ 管理栄養士
- ⑩ 栄養士（介護医療院基準第2条第1項第6号に規定する「栄養士」をいう。以下、同じ）
- ⑪ 臨床検査技師
- ⑫ 診療放射線技師（診療エックス線技師含む）
- ⑬ 介護支援専門員（介護医療院基準第2条第1項第7号に規定する「介護支援専門員」をいう。以下、同じ）
- ⑭ 医療ソーシャルワーカー
- ⑮ 調理員
- ⑯ 事務員
- ⑰ その他の従業者

常勤換算人数の計算式

当該事業所の従業者の勤務延時間数 ÷ 当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数

● 「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

● 「従業者である介護職員が有している資格」

以下の資格を有する介護職員について、当該業務に係る専従及び兼務に該当する者の人数を記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修
- ③ 介護職員初任者研修
- ④ 介護支援専門員

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上することとし、旧介護職員基礎研修、訪問介護員1級は②、訪問介護員2級保有者は③として計上すること。

● 「看護職員、介護職員の勤務体制(交替制)の状況」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。なお、記載内容については、当該事業所の一般的な人員体制を踏まえること。

- ① 2交替制(変則2交替制を含む)
- ② 3交替制(変則3交替制を含む)
- ③ その他

● 「夕方・早朝の対応の状況」

早朝の早出がある場合には「あり」に記すこと。また、夕方の遅出がある場合には「あり」に記すこと。なお、記載内容については、当該事業所の一般的な人員体制を踏まえること。

● 「看護職員及び介護職員1人当たりの利用者数」

「4. 介護サービスの内容に関する事項」の「介護サービスの利用者への提供実績」の利用者数を、「実人数」の④及び⑤に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。なお、計算結果は小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで記載すること。

計算式

《タイプ1》短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護のみの事業所の場合

$$\boxed{\text{短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護利用者への提供実績}} \div \boxed{\text{看護職員及び介護職員の常勤換算人数の合計}}$$

《タイプ2》短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護が入所施設に併設されている場合

$$\left. \begin{array}{l} \text{介護医療院入所者(注1)} \\ + \\ \text{短期入所療養介護(予防も含む)(注2)} \end{array} \right\} \boxed{\text{提供実績の合計}} \div \boxed{\text{看護職員及び介護職員の常勤換算人数の合計}}$$

注1 介護医療院「介護サービスの入所者への提供実績」の「入所者の人数」の合計から計算すること。

注2 短期入所療養介護(予防も含む)「介護サービスの利用者への提供実績」の「利用者の人数」の合計から計算すること。

※短期入所療養介護と入所施設の常勤換算人数を案分して計算している場合は《タイプ1》で計算すること。

● 「夜勤(宿直を除く)を行う看護職員及び介護職員の人数」

夜勤(宿直を除く)を行う当該事業所における看護職員及び介護職員のうち、宿直の者を除いた最少時の人数及び平均の人数を記載すること。なお、記載内容については、当該事業所の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。

■ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

● 「採用者数」

当該事業所における前年度1年間の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士及び介護支援専門員の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の増加は、新規採用者に含めずに記載すること。

● 「退職者数」

当該事業所における前年度1年間の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士及び介護支援専門員の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。なお、同一法人内での異動による人数の減少は、退職者数に含めずに記載すること。

● 「当該職種として業務に従事した経験年数」

短期入所療養介護(介護医療院)の提供に当たる医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士及び介護支援専門員の当該職種としての経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満及び10年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。なお、経験年数には当該職種として他の事業所で勤務した年数を含めて記載すること。

■ 従業者の健康診断の実施状況

全ての従業者の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業者とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第66条第1項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

■ 従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

● 「事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況」

事業所において、従業者の資質を向上させるために実施している研修等の実施状況について、その研修等の内容(名称、対象者、カリキュラムもしくは時間等)を記載すること。

● 「実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組」

- a. 「アセッサー(評価者)の人数」
事業所の従業者で、アセッサー養成講習を修了しアセッサーとなっているものの人数を記載すること。
- b. 「段位取得者の人数」
アセッサーが内部評価を行い、レベル認定委員会にて認定を受けたものの数をレベル毎(2①、2②、3、4)に記載すること。
- c. 「外部評価(介護プロフェッショナルキャリア段位制度)の実施状況」
前年度1年間に、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員における外部評価を受けた場合は「あり」と記すこと。

● 「認知症に関する取組の実施状況」

- a. 「認知症介護指導者養成研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護指導者養成研修を修了したものの人数を記載すること。
- b. 「認知症介護実践リーダー研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護実践リーダー研修を修了したものの人数を記載すること。
- c. 「認知症介護実践者研修修了者の人数」
事業所の従業者で、認知症介護実践者研修を修了したものの人数を記載すること。
- d. 「それ以外の認知症対応力の向上に関する研修修了者の人数」
事業所の従業者で、a～c 以外の認知症対応力の向上に関する研修を修了したものの人数を記載すること。

● 4. 介護サービス(予防を含む)の内容に関する事項

■ 事業所の運営に関する方針

事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、介護医療院基準第 29 条(ユニット型介護医療院にあつては第 51 条)に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

■ 介護サービスの内容

● 「夜勤を行う介護職員の勤務条件に関する基準の区分」

「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成 12 年2月 10 日厚生省告示第 29 号)」第7号の2の各区分による加算について以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① 夜間勤務等看護加算(Ⅰ)(看護職員が 15:1 以上)
- ② 夜間勤務等看護加算(Ⅱ)(看護職員が 20:1 以上)
- ③ 夜間勤務等看護加算(Ⅲ)(看護職員＋介護職員が 15:1 以上)
- ④ 夜間勤務等看護加算(Ⅳ)(看護職員＋介護職員が 20:1 以上)

● 「介護報酬の加算状況」

記入年月日の前月から前1年間において、以下の事項の指定居宅サービス報酬基準(指定介護予防サービス報酬基準を含む)に規定する加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

- a. 療養環境減算(Ⅰ)
- b. 療養環境減算(Ⅱ)
- c. 認知症行動・心理症状緊急対策加算
- d. 緊急短期入所受入加算(予防を除く)
- e. 若年性認知症利用者受入加算
- f. 送迎実施
- g. 口腔連携強化加算
- h. 療養食加算
- i. 緊急時施設診療費
- j. 認知症専門ケア加算(Ⅰ)
- k. 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
- l. 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)
- m. 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)
- n. 特別診療費
- o. 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)
- p. 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)
- q. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
- r. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
- s. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
- t. 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
- u. 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)
- v. 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)
- w. 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

● 「個別リハビリテーションの1週間当たりの実施状況」

個別リハビリテーションを行っている場合には、「あり」に記すこと。なお、平均の算出にあたっては、記入日月日の前月から前3か月の平均とすること。

● 「レクリエーションの1週間当たりの実施状況」

指定居宅サービス基準第 152 条に規定するレクリエーション行事を行っている場合には、「あり」に記すとともに、その実施回数を記載すること。なお、平均の算出にあたっては、記入日月日の前月から前3か月の平均とすること。

● 「協力医療機関」

介護医療院において、介護医療院基準第 34 条第1項第1号、第2号並びに第3号に規定する協力医療機関及びそれ以外の協力医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称を記載すること。

● 「新興感染症発生時に対応を行う医療機関との連携」

介護医療院において、介護医療院基準第 34 条第3項に規定する新興感染症発生時に対応を行う医療機関と新興感染症発生時における対応を取り決めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称を記載すること。

● 「協力歯科医療機関」

介護医療院において、介護医療院基準第 34 条第6項に規定する協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

● 「利用を制限する場合がある者の状況」

記入年月日において、指定居宅サービス基準第 155 条において準用する指定居宅サービス基準第9条に規定される介護サービスの提供を拒むことのできる正当な理由(特に利用者に対し自ら適切な短期入所療養介護(介護医療院)サービスを提供することが困難な場合)を記載すること。

■ 介護サービスの利用者への提供実績

● 「利用者の人数」

記入年月日の前月において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」9に規定する「短期入所療養介護(介護医療院)サービス」の介護報酬(予防を含む)を請求した利用者について、要支援(1、2)、要介護(1、2、3、4及び5)ごとに記載すること。

※合計の人数は調査票の入力内容を基に自動計算される。

● 「利用者の平均的な利用日数」

記入年月日を含む年度の前年度末月における当該事業所の利用者(予防を含む)の延べ利用期間を、記入年月日を含む年度の前年度末月における利用者数で除した数を記載すること。

■ 介護サービスを提供する事業所、設備等の状況

● 「建物の構造」

- a. 「建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物」
当該施設が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- b. 「建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物」
当該施設が建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- c. 「木造平屋建てであって、火災に係る利用者の安全性の確保のための一定の要件を満たす建物」
当該施設が介護医療院基準第6条第2項(ユニット型介護医療院にあっては第45条第5項)に規定する基準に適合すると都道府県知事から認められた場合には、「あり」に記すこと。
- d. 「地上階」
当該施設を置いている建物の地上の階数を記載すること。
- e. 「地下階」
当該施設を置いている建物の地下の階数を記載すること。

● 「施設の形態」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① 医療機関併設型介護医療院
- ② 併設型小規模介護医療院
- ③ 単独型介護医療院

● 「居室類型」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① ユニット型個室
- ② ユニット型個室的多床室
- ③ 従来型個室
- ④ 多床室

● 「報酬類型」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① I型介護医療院短期入所療養介護費(I)
- ② II型介護医療院短期入所療養介護費(I)
- ③ I型介護医療院短期入所療養介護費(II)
- ④ II型介護医療院短期入所療養介護費(II)
- ⑤ I型介護医療院短期入所療養介護費(III)
- ⑥ II型介護医療院短期入所療養介護費(III)
- ⑦ I型特別介護医療院短期入所療養介護費
- ⑧ II型特別介護医療院短期入所療養介護費

● 「病室の状況」

病室の状況について、個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋及び5人以上の多床室の別に、その数及びその床面積を記載すること。個室の数及び面積は、ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室の全てを含めた数と1室当たりの床面積を平方メートル単位で記入してください。

● 「共同便所の設置数」

利用者の個室以外に設置された共同便所について、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「個室の便所の設置数」

利用者の個室の便所の数を記載するとともに、当該個室における便所の設置割合及び車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「浴室の設備状況」

浴室の総数を記載するとともに、うち個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。

● 「食堂の設備の状況」

食堂の設備の状況について記載すること。さらに、「利用者等が調理を行う設備状況」欄には、利用者等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。

● 「消火設備等の状況」

消火設備等の設備を有している場合には、「あり」に記すとともに、消火設備等の具体的な内容を右の空欄に記載すること。また、記載内容については、介護医療院基準第6条第1号等に規定する構造設備の基準との整合性を図ること。

● 「訪問リハビリテーションの実施状況」

法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーションの事業をしている場合には、「あり」に記すこと。

● 「通所リハビリテーションの実施状況」

法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションの事業を実施している場合には、「あり」に記すこと。

■ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況

当該事業所又は当該事業所を運営する法人に設置している利用者等からの苦情に対応する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該事業所の苦情の受付対応が可能な通常の時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の時間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1つとする。

■ 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該事業所が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

■ 介護サービスの提供内容に関する特色等

当該事業所の特色等について、その内容を概ね 400 字以内で記載すること。なお、記載内容については、医療法第6条の5に規定する広告制限を踏まえること。

■ 介護相談員の受け入れ状況の有無

当該事業所において、市区町村から派遣された介護相談員の受け入れを実施している場合には、「あり」に記すこと。

■ 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

● 「利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況」

利用者アンケート調査、意見箱の設置等により利用者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前1年間に於いて実施したものについて記載すること。

● 「第三者による評価の実施状況」

第三者による介護サービス等の質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日（評価結果確定日）、実施した評価機関の名称を記載すること。なお、当該取組は、記入年月日の前4年間に於いて実施したものについて記載すること。さらに、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。

また、ホームページ上でその結果を開示している場合は、その掲載アドレスを記載すること。

● 5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

■ 介護給付以外のサービスに要する費用

● 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第1号に規定する食事の提供に要する費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第1号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「滞在に要する費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第2号等に規定する滞中に要する費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第2号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第3号等に規定する利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第3号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第4号等に規定する利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第4号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

● 「理美容代及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第6号等に規定する理美容代の額(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第6号を含む)及びその算定方法を記載すること。

● 「当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第7号等に規定する短期入所療養介護(介護医療院)において提供される便宜(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第7号を含む)のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の額及びその算定方法を記載すること。